

◎引き上げ分の地方消費税収について

消費税率(国・地方)については、平成26年4月1日に5%から8%に、令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられました。消費税率引上げの趣旨は、今後も増加が見込まれる「社会保障4経費」(年金、医療、介護、少子化)の財源確保にあることから、引き上げ分の地方消費税収は、全て社会保障施策に要する経費に充てることとなります。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)

253,099 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

区分	事業費	財源内訳			
		国県支出金	地方債	その他	一般財源
社会福祉	3,183,157	1,911,143	0	84,899	1,187,115
社会保険	961,084	158,304	0	17,652	785,128
保健衛生	309,660	63,324	0	18,307	228,029
合計	4,453,901	2,132,771	0	120,858	2,200,272

※事務費、人件費は除外